

職 員 各 位

社会福祉法人 芳 梅 会
理事長 原 脊 健 治

介護職員等処遇改善計画について(通知)

標記の件につき、介護職員処遇改善加算算定の対象事業者として承認されるように、下記の通り介護職員等処遇改善計画書(令和7年度)を京都府及び他の保険者(指定権者)に申請します。

記

1. 介護職員等処遇改善計画書：別 紙
2. 賃金改善実施期間：令和7年4月～令和8年3月（12ヵ月）
3. 賃金改善を行う給与の種類：
 - (1) 月額賃金改善：
 - (ア) 処遇改善調整手当（従前どおり）
 - (イ) 処遇改善支援手当（ 〃 ）
 - (ウ) 基本給 2, 0 0 0 円～2, 5 0 0 円ベースアップ（令和6年6月1日実施済）
 - (エ) 定期昇給累積額（令和元年7月から令和6年度まで）
 - (2) 一時金
 - (ア) 令和7年9月末までに「介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金」を支給する。
 - (イ) 令和7年12月10日支給の賞与に加算する。（特定処遇改善手当を改変）
 - (3) 定期昇給
 - ・ 正職員は給与規程による。（令和7年7月1日付）
 - ・ 準職員(時給制)は個別の雇用契約による。（※時給を5～50円増額：令和7年10月1日付昇給）
 - ・ 準職員(月給制)は個別の雇用契約による。
4. その他これまで行ってきた賃金改善
 - ・ 特養ホームの夜勤手当を1回の手当3,500円を4,500円に増額
 - ・ 訪問介護の非常勤職員は土曜日、日曜日、国民の祝日に勤務した場合は時給を100円増額
 - ・ 通所介護の非常勤職員は土曜日、国民の祝日に勤務した場合は時給を50円増額
 - ・ 年末年始特別手当を日勤1,500円から5,000円に、夜勤を2,000円から5,000円に増額
 - ・ 特養ホーム看護職員のオンコール手当を1回あたり500円から1,000円に増額
5. 留意事項

※「介護施設等職員処遇改善等推進事業費補助金」(3-(2)-(ア))については支給対象となる事業所を中心に、配分金額を決定し通知します。

※介護職員等処遇改善加算（旧3加算）は令和6年度から一本化されました。

当法人は、その原資を主として月額固定の手当（3-(1)-(ア)・(イ)）、定期昇給及びベースアップにより賃金改善を実施してきたことにより、介護職員の賞与を含む月額賃金は業界平均よりも約4万円上回っています。そのため、昨年度まで支給してきた特定処遇改善手当で活用してきた原資は減額され、12月賞与に加算する形で一部支給します。（詳細は後日、通知します）

以上